（別紙様式）

年　　月　　日

# 利用登録申込書（機関用）

| 利用者コード | | | | | | | ー | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

群馬県立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和５３年教育委員会規則第１２号）第１５条の２の規定により、資料の貸出しを受けることができる図書館等としての登録を申し込みます。

なお、群馬県立図書館資料の利用に当たっては、次の事項を遵守します。

１　貸出しを受けた資料は、返却するまでの間、当機関が管理責任を負います。

２　万一、貸出しを受けた資料を紛失又は損傷した場合は、直ちに貴館に連絡し、貴館の指示により弁償いたします。

機関名

機関長名

| | |
|---|---|
| ふりがな<br>機関名 | |
| 所在地 | 〒 |
| 電話番号 | |
| ＦＡＸ番号 | |
| 申込者氏名 | |
| 住所 | 〒 |
| 電話番号 | |